

新宿御苑内における写真撮影について

園内で写真撮影を予定されている皆様へ

日頃より新宿御苑をご利用いただきありがとうございます。

新宿御苑は由緒ある歴史を背景とし、広く国民の利用に供する目的で運営をしている「国民公園」です。

この趣旨のもと写真撮影においては、以下のことをお守りいただきますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

- ・園内での商用目的での撮影はできません。(国民公園及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理規則第2条第1項第2号より)
商用目的の撮影とは、たとえば、会社の事業活動の一環での撮影や、参加者を募る撮影会であって参加者から参加料金を徴収する場合なども含まれます。
- ・商用目的でなく、個人等の趣味で写真撮影を行う場合であっても、届出書の提出が必要となる場合があります。(以下参照)

届出書(様式2)の提出が必要となる場合

個人等の趣味で行う撮影(商用目的でない撮影)だが、次のいずれかに該当する場合

- ・レフ板を使用する場合(32cm×32cm以下は除く)
- ・モデルを使用する場合

ただし、以下の**受理条件**を満たさないものについては、受理できません。

受理条件

1. 撮影日時は新宿御苑の開園日で写真撮影規制日(※)を除いた日の9時から16時までの間であって、「写真撮影届出書」(様式2)により届け出た日時とすること。(※「写真撮影規制日一覧」ファイルを参照)
2. 撮影関係者は10名以内とする。(モデルを含む)
3. レフ板は90cm×120cm以内とし、1グループ2枚までとする。
4. 撮影機材は1人の手持ち可能な範囲とすること。(台車の使用は認めない)
5. 動物、道具類(脚立、風致を害する衣装等)、スポーツ用具を持ち込まないこと。
6. 管理ヤードなどの立入禁止区域で撮影をしないこと。
7. 長時間同じ場所を占有することや通路を遮るなど、利用上の支障になるような行為をしないこと。(温室内や通路を遮る場所での三脚の使用は認めない。)
8. 撮影中は受理済の届出書(当所が確認欄に記入したもの)を携帯し、職員が求めた時はこれを提示すること。
9. **撮影終了後、成果物(撮影及び撮影風景の写真等)を1ヶ月以内に当所に提出すること。**
10. その他、必要に応じ当所職員が指示した場合はこれに従うこと。

注意事項

撮影時に受理条件に反した場合や一般利用者の利用を妨げた場合は、撮影を中止し、退園していただくことがあります。また、それ以降の写真撮影届出は受理いたしません。

届出書の提出先

提出先は、新宿御苑管理事務所です。次の提出方法のいずれかにより、7日前まで(必着)に提出してください。

- ①FAXの場合: 03-3350-1372
- ②メールの場合: SHINJUKU@env.go.jp
- ③郵送の場合: 返信用封筒を同封の上、次の宛先に郵送してください。(返信用封筒には切手は貼付不要)
〒160-0014 東京都新宿区内藤町11 新宿御苑管理事務所 庶務科 あて

提出方法①～③については、確認のため提出後に必ずお電話願います。(電話が無い場合受理できないことがあります。)

- ④持参の場合: (受付時間)開園日の9:00～16:00
(受付場所)管理事務所(園内)または インフォメーションセンター(園外、新宿門隣)

写真撮影届出書の提出は撮影日の7日前まで(必着)です。それ以降は受理できません。

成果物

成果物は、届出書提出方法②～④の方法により、撮影終了後1ヶ月以内に提出して下さい。(FAXは不可です。)

(注1)個人等の趣味で行う撮影(商用目的でない撮影)でレフ板、モデルを使用しない場合は手続きは必要ありません。

(例)家族でのスナップ写真の撮影 など)

(注2)メディア(新聞、雑誌、テレビなど)関係の方の手続きは、この手続きではありません。

新宿御苑管理事務所 庶務科 までお問い合わせ下さい。 電話:03-3350-0152 FAX:03-3350-1372